

平成26年度版

トラック運送事業者のための税制の手引き  
トラック税制の基礎知識



監修 国土交通省自動車局貨物課

# はじめに

本書はトラック運送事業者の皆さまに、事業に関する税の仕組みについてご理解いただき、事業経営に役立てていただくことを目的に作成しました。

税制に関する「難しい」「分かりにくい」といった声に応えて、税金の仕組みと「これだけは知っておきたい」「こういう特別措置がある」といった必要項目について、できるだけ平易に紹介いたしました。事業者の方々の「入門書」となれば幸いです。

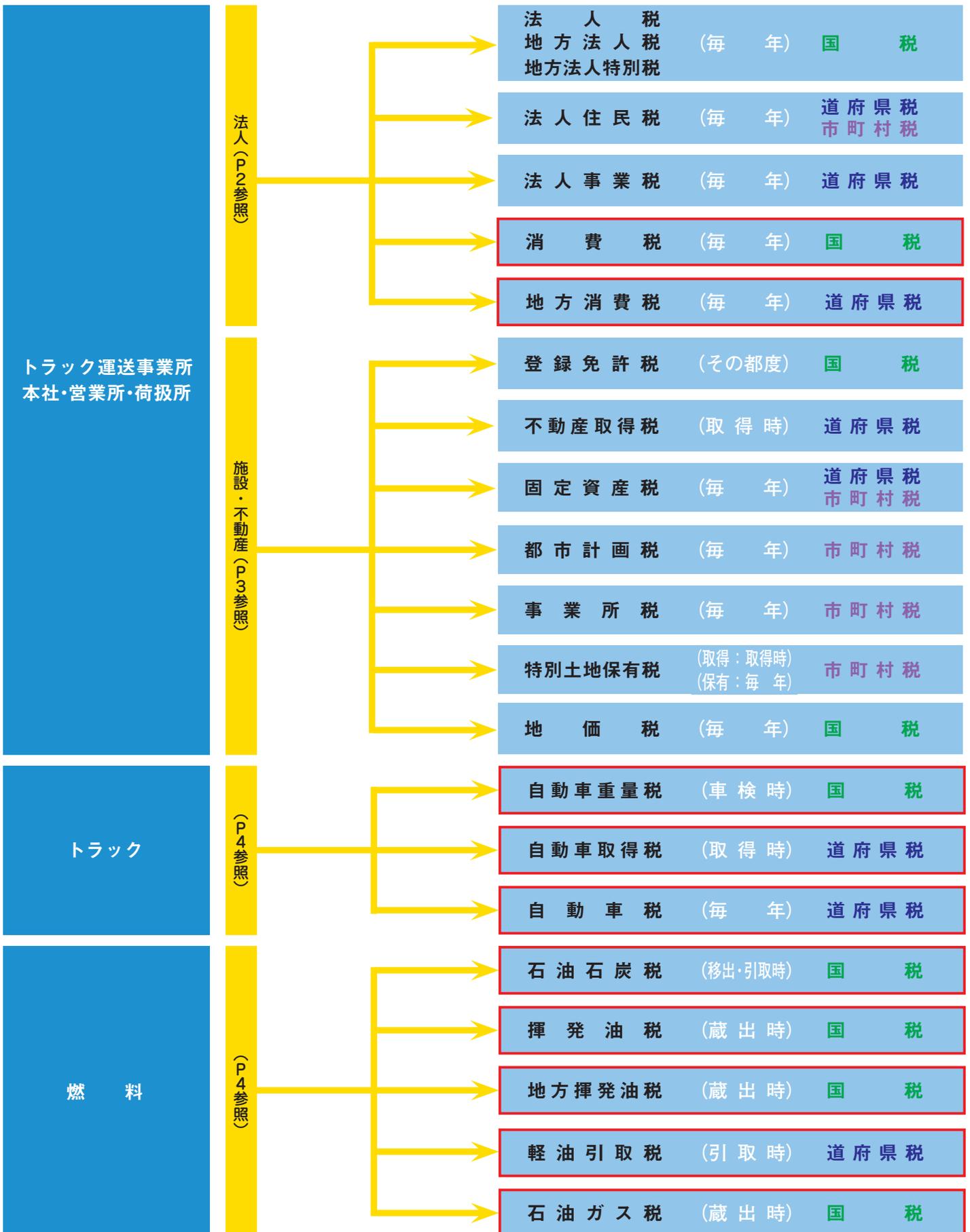
平成26年9月

公益社団法人 全日本トラック協会

## 目次

<b>1</b>	トラック運送事業を経営していく上での関係諸税	1
<b>2</b>	法人税などの概要	2
<b>3</b>	施設や不動産にかかる税金	3
<b>4</b>	トラックにかかる税金	4
<b>5</b>	トラックを取得した場合の税制優遇措置	5
<b>6</b>	法人税等にかかる主な税制優遇措置	6
<b>7</b>	相続税・贈与税・事業承継税制の概要	8
<b>8</b>	平成26年度税制改正の概要	11
資料Ⅰ	自動車重量税・自動車取得税の減免措置トラック関連対象車種一覧(平成26年6月13日現在)	12
資料Ⅱ	トラック運送業界の納税額	13
資料Ⅲ	軽油引取税の税率の推移	13

# 1 トラック運送事業を経営していく上での関係諸税



は自動車関係諸税

## 2 法人税などの概要

### ■法人税

納税義務者（法人）の各事業年度の所得に対して課税されます。

法人、協同組合	所得区分	法人税率
普通法人（資本金1億円超）	所得区分なし	25.5%
	年800万円超の所得部分	25.5%
中小法人（資本金1億円以下）	年800万円以下の所得部分	15%【H27.3.31まで】（本則19%）
	年800万円超の所得区分	19%
協同組合等	年800万円超の所得区分	19%
	年800万円以下の所得部分	15%【H27.3.31まで】（本則19%）

### ■地方法人税

平成26年度税制改正により、地方間の税源偏在を是正するために、法人住民税の一部を分離して創設されました。地方法人税額は、法人の各課税事業年度の基準法人税額に対して、下記の税率をかけて算出します。

課税標準額（基準法人税額）×4.4% 【平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用】

### ■地方法人特別税

平成20年度税制改正により、地方間の税源偏在を是正するために、法人事業税の一部を分離して創設されました。地方法人特別税額は法人事業税の基準法人所得割額<sup>(※)</sup>に対して、下記の税率をかけて算出します。

課税標準	法人の種類	税率	
		現行	H26.10.1以後に開始する事業年度から適用
基準法人所得割額	外形標準課税法人以外の法人	81%	43.2%
	外形標準課税法人	148%	67.4%

※基準法人所得割額・・・標準税率により計算した法人事業税の所得割額（法人事業税で超過税率が適用されている場合であっても標準税率で計算します。）

### ■法人住民税

「均等割（利益にかかわらず、資本、従業員数により一定額を負担）」と「法人税割（法人税額に対して一定の税率をかけた額）」の合計額となります。法人税割に関する一定の税率については、道府県民税・市町村民税ごとに右記のように定められています。

	現行		H26.10.1以後に開始する事業年度から適用	
	標準税率	制限税率 <sup>(※)</sup>	標準税率	制限税率 <sup>(※)</sup>
道府県民税	5.0%	6.0%	3.2%	4.2%
市町村民税	12.3%	14.7%	9.7%	12.1%
合計	17.3%	20.7%	12.9%	16.3%

※制限税率・・・地方団体が課税する場合にこれを超えてはならないとされる税率。

### ■法人事業税

法人の各事業年度の所得、付加価値、資本に対して課税されます。各都道府県によって税率は異なります。

区分	法人の種類	所得等の区分	現行		H26.10.1以後に開始する事業年度から適用			
			標準税率	超過税率 <sup>(※1)</sup>	標準税率	超過税率 <sup>(※1)</sup>		
所得を課税標準とする法人	普通法人、公益法人等	所得割	軽減税率適用	400万円以下	2.7%	2.95%	3.4%	3.65%
			400万円超800万円以下	4.0%	4.365%	5.1%	5.465%	
			800万円超	5.3%	5.78%	6.7%	7.18%	
	特別法人（協同組合等）	所得割	軽減税率適用	400万円以下	2.7%	2.95%	3.4%	3.65%
			400万円超	3.6%	3.93%	4.6%	4.93%	
			軽減税率不適用法人 <sup>(※2)</sup>					
外形標準課税法人 <sup>(※3)</sup>	資本金（出資金）が1億円を超える普通法人	所得割	軽減税率適用	400万円以下	1.5%	1.69%	2.2%	2.39%
			400万円超800万円以下	2.2%	2.475%	3.2%	3.475%	
			800万円超	2.9%	3.26%	4.3%	4.66%	
		軽減税率不適用法人 <sup>(※2)</sup>						
		付加価値割 <sup>(※4)</sup>	0.48%	0.504%	0.48%	0.504%		
資本割 <sup>(※5)</sup>	0.2%	0.21%	0.2%	0.21%				

※1 超過税率＝財政上の必要がある場合に導入が認められている（制限税率は標準税率の1.2倍）。所得等の大きさによってどちらかの税率を適用する不均一課税が行われている。（記載超過税率は東京都の例）

※2 軽減税率不適用法人＝資本金（出資金）1,000万円以上で事業所がある都道府県数が3以上の法人

※3 外形標準課税の対象となる法人かどうかの判定は、各事業年度終了の日で行う。

※4 付加価値割（☆）が課税標準 ☆付加価値額＝収益配分額（報酬給与額＋純支払利息＋純支払賃借料）＋単年度損益

※5 資本金等の額（☆）が課税標準 ☆資本金等の額＝資本の金額又は出資金額＋資本積立金額又は連結個別資本積立金額

### ■消費税・地方消費税

事業者が対価を得て行う資産の譲渡、役務の提供に対して課税されます。（輸出取引、輸入取引を含みます。）

・消費税（国税）・・・6.3%

・地方消費税（地方税）・・・1.7%（★） **➡ 8%** 【★地方消費税は消費税（国税）の17/63なので、6.3%×17/63=1.7%】

※納税義務免除・・・前々事業年度の課税売上高が1,000万円以下の事業者。ただし、前事業年度開始の日から6か月間の課税売上高が1,000万円を超えた場合は課税。  
 ※簡易課税制度・・・事前届出をすれば、消費税納付額の算出において、みなし仕入率（運送業は50%）を用いることができる。対象は前々事業年度の年間課税売上高が5,000万円以下の事業者。

参考 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正され、消費税については、次の通り2段階で引き上げることとされました。

○経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引き上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

○引上げ後の税率は、経過措置が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

区分	適用開始日	～平成26年3月31日	【現行】平成26年4月1日～	【予定】平成27年10月1日～
消費税率		4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率		1.0%	1.7%	2.2%
		(消費税の25/100)	(消費税の17/63)	(消費税の22/78)
合計		5.0%	8.0%	10.0%

### 3 施設や不動産にかかる税金

**登録免許税**

不動産その他財産権の登記・登録に対して課税されます。

- ・不動産の所有権の保存登記…………… 不動産の価額(※)の**0.4%**
- ・不動産の所有権の移転登記…………… (相続 不動産の価額(※)の**0.4%**  
売買 不動産の価額(※)の**2.0%**

但し、土地の売買については平成27年3月31日まで**1.5%**

- ・抵当権の設定登記…………… 債権金額の**0.4%**
- ・一般貨物自動車運送事業の許可…………… 1件につき**12万円**
- ・特定貨物自動車運送事業の許可…………… 1件につき**6万円**
- ・第一種貨物利用運送事業の登録…………… 1件につき**9万円**

※不動産の価額とは、通常、市町村役場で管理している固定資産課税台帳の価格(毎年1月1日現在)を指します。固定資産課税台帳の価格がない場合は、登記所が認定した価額となります。

**不動産取得税**

取得した土地・家屋に対して課税されます。(暫定税率適用期限：平成27年3月31日)

- ・課税標準額の **3%** (但し、住宅以外の家屋については **4%**)

※課税標準額とは、通常、市町村役場で管理している固定資産課税台帳の価格(毎年1月1日現在)を指します。

※家屋(事務所等)を新築・増築したときなど、固定資産課税台帳に価格が登録されていない不動産を取得したときは、国が定める基準(固定資産評価基準)により都道府県が評価した価格が課税標準となります。

※事業協同組合等が、一定の要件を満たす不動産を取得した場合において、当該不動産を取得から5年以内に当該組合の組合員又は所属員に譲渡したときは、不動産取得税の納税義務が免除されます。

**固定資産税**

所有する土地・家屋・償却資産に対して課税されます。

- ・課税標準額の **1.4%**

※課税標準額とは、通常、市町村で管理している固定資産課税台帳の価格(毎年1月1日現在)を指します。

※事業協同組合等が、高度化資金の貸付け等を受けて取得する共同利用に供する機械及び装置(1台又は1基330万円以上で取得価額の合計が500万円以上となるものに限る)に係る固定資産税の課税標準は、3年間、価格の2分の1に軽減されます。

**参考 低公害車の燃料等供給設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について**  
(適用期限：平成27年3月31日まで)

自動車分野の地球温暖化対策及び大気汚染への対策を推進するため、天然ガス自動車等の環境負荷の小さい自動車の燃料供給設備について、固定資産税の軽減が受けられます。

対 象 設 備	軽 減 内 容
・圧縮天然ガス(CNG)自動車用天然ガス充填設備(取得評価額:2,000万円以上)	課税標準 3年間2/3に軽減
・燃料電池自動車用水素充填設備(取得評価額:1億5,000万円以上)	

**都市計画税**

都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地・家屋に対して課税されます。

- ・課税標準額の **0.3%**

※課税標準額とは、通常、市町村で管理している固定資産課税台帳の価格(毎年1月1日現在)を指します。

**事業所税**

指定都市等に所在する既設の事務所・事業所に対して課税されます。なお、**新增設に係る事業所税は平成15年3月31日をもって廃止されています。**

- 既設(平成15年3月31日以前に設置)の事務所
- ・資産割(事業所床面積㎡)×600円
- ・従業員割(給与総額)×0.25%

※トラック事業用の施設(事務所などの管理部門は除く)等是非課税。

※中小企業等協同組合等の課税標準は、2分の1に軽減。

※課税対象地域は、①東京都の特別区、②政令指定都市、③上記以外の人口30万人以上の指定市など。

※既設事業所で資産割床面積1,000㎡以下、従業員割100人以下の場合は免税。

※特別土地保有税… 基準面積以上の土地の保有に対して課税。(平成15年以降新たな課税は行っていない。)

※地価税…………… 土地・借地権等に対して課税。ただしトラック事業用の土地、協同組合等の有する土地は非課税。(現在は課税を凍結中)

## 4 トラックにかかる税金

### 自動車重量税

自動車の使用に対して課税されます。  
トラックは総重量1トンまたはその端数ごとに右記税額が課税されます。

区 分	総重量	営業用トラック	自家用トラック
新エコカー減税対象車 (P5参照)	2.5トン以下	2,500円	2,500円
	2.5トン超		2,500円
車齢13年未満	2.5トン以下	2,600円	3,300円
	2.5トン超		4,100円
車齢13年超	2.5トン以下	2,700円	3,900円
	2.5トン超		5,400円
車齢18年超	2.5トン以下	2,800円	4,400円
	2.5トン超		6,300円

(本則税率2,500円)

※車両総重量8トン未満の車両については初回の車検が2年のため、初回のみ2年分を支払う

### 自動車取得税

自動車(中古車も含む)の取得に対して課税されます。

- ・営業用トラック… 2%
- ・自家用トラック… 3%

### 自動車税

自動車の保有(4月1日現在)に対して課税されます。

小型四輪および普通トラック

区 分	税 率(年)	
	営業用(円)	自家用(円)
最大積載量1トン以下	6,500	8,000
1トン超~2トン	9,000	11,500
2トン超~3トン	12,000	16,000
3トン超~4トン	15,000	20,500
4トン超~5トン	18,500	25,500
5トン超~6トン	22,000	30,000
6トン超~7トン	25,500	35,000
7トン超~8トン	29,500	40,500
8トン超	1トンごとに4,700円加算	1トンごとに6,300円加算

### 石油石炭税

原油等の採取場からの移出、または保税地域からの引取に対して課税されます。

【地球温暖化対策のための課税の特例】

本則税率に上乗せされ、最終的に1ℓ当たり76銭引き上げられます。

期 間	本則税率	地球温暖化対策のための課税の特例の上乗せ分
~H24.9.30	2円04銭/ℓ	-
H24.10.1~	2円29銭/ℓ	+25銭
H26.4.1~	2円54銭/ℓ	+50銭
H28.4.1~	2円80銭/ℓ	+76銭

### 揮発油税 地方揮発油税

揮発油に対して課税されます。

- ・揮発油税 48円60銭/ℓ
- ・地方揮発油税 5円20銭/ℓ
- 合計 53円80銭/ℓ

$$\left( \begin{array}{l} \text{本則税率：揮発油税 } 24\text{円}30\text{銭}/\ell \\ \text{地方揮発油税 } 4\text{円}40\text{銭}/\ell \\ \hline \text{合 計 } 28\text{円}70\text{銭}/\ell \end{array} \right)$$

### 軽油引取税

軽油に対して課税されます。

- ・32円10銭/ℓ(本則税率：15円/ℓ)

#### 【燃料価格高騰時の課税停止措置(トリガー条項)】

指標となるガソリン価格(総務省小売物価統計調査の全国平均価格)の平均が、連続3カ月間160円/ℓを超えた場合、本則税率を上回る部分(ガソリン税25円10銭/ℓ、軽油引取税17円10銭/ℓ)の課税措置が停止され、以下の税額となる。

- ・ガソリン税(揮発油税+地方揮発油税)… 28円70銭/ℓ
- ・軽油引取税 …………… 15円/ℓ

指標となるガソリン価格の平均が、連続3カ月間130円/ℓを下回ることとなったら復元される。

※現在、東日本大震災の復興の状況を勘案し、別に法律で定める日まで、適用が停止されています。

※自動車重量税、自動車取得税、自動車税の特例措置についてはP5を参照して下さい。

# 5 トラックを取得した場合の税制優遇措置

## 自動車重量税・自動車取得税（新車）（免税、税率軽減の対象となる車両型式はP12参照）

自動車重量税：H26.4.1～H27.4.30までの間に新車に係る新規検査を受ける場合  
 自動車取得税：H26.4.1～H27.3.31までの間に取得する場合

車両総重量2.5トン以下のトラック・バス及び乗用車					減免内容
電気自動車（燃料電池車含む）、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車（平成21年排ガス規制NOx10%低減（☆））、クリーンディーゼル乗用車（平成21年排出ガス規制適合）					重量税：免税 （初回車検：免税） 取得税：非課税
ガソリン車 （ハイブリッド車含む）	平成17年排ガス規制75%低減（☆☆☆☆）	かつ	平成27年度 燃費基準	20%超達成	重量税：免税 （初回車検：免税） 取得税：非課税
				10%超達成	重量税：75%軽減 取得税：80%軽減
				達成	重量税：50%軽減 取得税：60%軽減
車両総重量2.5トン超のトラック・バス（中量車・重量車）					減免内容
電気自動車（燃料電池車含む）、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車（平成21年排ガス規制NOx10%低減（☆））					重量税：免税 （初回車検：免税） 取得税：非課税
ディーゼル車 （ハイブリッド車含む）	平成21年排ガス規制（ポスト新長期規制） NOx・PM10%低減（☆）	かつ	平成27年度 燃費基準	10%超達成	重量税：免税 （初回車検：免税） 取得税：非課税
				5%超達成	重量税：75%軽減 取得税：80%軽減
				達成	重量税：50%軽減 取得税：60%軽減
	平成21年排ガス規制（ポスト新長期規制）適合	かつ	平成27年度 燃費基準	10%超達成	重量税：75%軽減 取得税：80%軽減
				5%超達成	重量税：50%軽減 取得税：60%軽減
				達成	重量税：50%軽減 取得税：60%軽減
3.5トン以下ガソリン車 （ハイブリッド車含む）	平成17年排ガス規制75%低減（☆☆☆☆）	かつ	平成27年度 燃費基準	10%超達成	重量税：免税 （初回車検：免税） 取得税：非課税
				5%超達成	重量税：75%軽減 取得税：80%軽減
	平成17年排ガス規制50%低減（☆☆☆）	かつ	平成27年度 燃費基準	10%超達成	重量税：75%軽減 取得税：80%軽減
				5%超達成	重量税：50%軽減 取得税：60%軽減

※初回車検とは、車両の新規検査後最初の継続検査等のことです。

## 自動車取得税（中古車）（免税、税率軽減の対象となる車両型式はP12参照）

H24.4.1～H27.3.31までの間に取得する場合

車両総重量2.5トン以下のトラック・バス及び乗用車					減免内容
電気自動車（燃料電池車含む）、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制10%低減（☆））、クリーンディーゼル乗用車（平成21年排出ガス規制適合）					取得価額から45万円控除
ガソリン車 （ハイブリッド車含む）	平成17年排ガス規制75%低減（☆☆☆☆）	かつ	平成27年度 燃費基準	20%超達成	取得価額から45万円控除
				10%超達成	取得価額から30万円控除
				達成	取得価額から15万円控除
車両総重量2.5トン超3.5トン以下のトラック・バス（中量車）					減免内容
電気自動車（燃料電池車含む）、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制10%低減（☆））					取得価額から45万円控除
ガソリン車 （ハイブリッド車含む）	平成17年排ガス規制75%低減（☆☆☆☆）	かつ	平成27年度 燃費基準	10%超達成	取得価額から45万円控除
				5%超達成	取得価額から30万円控除
	平成17年排ガス規制50%低減（☆☆☆）	かつ	平成27年度 燃費基準	10%超達成	取得価額から30万円控除
				5%超達成	取得価額から15万円控除
車両総重量3.5トン超のトラック・バス（重量車）					減免内容
電気自動車（燃料電池車含む）、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制10%低減（☆））					取得価額から45万円控除
ディーゼル車 （ハイブリッド車に限る）	平成21年排ガス規制（ポスト新長期規制） NOx・PM10%低減（☆）	かつ	平成27年度 燃費基準	10%超達成	取得価額から45万円控除
				5%超達成	取得価額から30万円控除
	平成21年排ガス規制（ポスト新長期規制）適合	かつ	平成27年度 燃費基準	10%超達成	取得価額から30万円控除
				5%超達成	取得価額から15万円控除

## 自動車取得税（新車・中古車共通）

H20.5.31～H30.3.31までの間に取得する場合

全ての課税対象車	減免内容
取得価額50万円以下	免税

## 衝突被害軽減ブレーキ搭載車（車両総重量8トン超のトラック、車両総重量13トン超のトラクタ）に対する減税

ASV減税	自動車重量税（新車新規登録のみ）	自動車取得税	特例期間
50%軽減	取得価額から350万円控除（※エコカー減税と選択適用）		自動車重量税：H24.5.1～H27.4.30 自動車取得税：H24.4.1～H27.3.31 ※いずれも22トン超のトラック、13トン超のトラクタはH26.10.31まで

## 自動車税（グリーン化特例）

H26・27年度に新車新規登録された自動車について、当該登録の翌年度の税率を減税					減免内容
車両総重量2.5トン以下のトラック・バス及び乗用車					概ね75%軽減
電気自動車（燃料電池車含む）、プラグインハイブリッド車、天然ガス車（H21年排ガス規制NOx10%以上低減）、クリーンディーゼル乗用車（H21年排ガス規制適合の乗用車）					概ね75%軽減
ガソリン車 （ハイブリッド車含む）	平成17年排ガス規制75%低減（☆☆☆☆）	かつ	平成27年度 燃費基準	20%超達成かつ平成32年度燃費基準達成	概ね75%軽減
				20%超達成かつ平成32年度燃費基準未達成	概ね50%軽減
				10%超達成	概ね50%軽減
車両総重量2.5トン超のトラック・バス（中量車・重量車）					減免内容
電気自動車（燃料電池車含む）、プラグインハイブリッド車、天然ガス車（H21年排ガス規制NOx10%以上低減）					概ね75%軽減
H26・27年度に以下の年限を超えている自動車について、その翌年度から重課					減免内容
車齢11年超のディーゼル自動車 車齢13年超のガソリン車、LPG車 （電気自動車、天然ガス自動車、ガソリンハイブリッド自動車、メタノール自動車、一般乗用バス及び被けん引車を除く）					概ね15%重課

※トラック（被けん引車を除く）及びバス（一般乗用バスを除く）については、概ね10%重課

低公害車等の特例  
トラック等を取得した場合

## 6 法人税等にかかる主な税制優遇措置

名称	<b>中小企業投資促進税制 【平成26年度税制改正により拡充・延長】</b>			
概要	<p>平成29年3月31日までに下記に掲げる新品の設備機器・車両等を取得した場合、30%の特別償却または7%の税額控除が受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆1台の取得価額が160万円以上の機械装置</li> <li>◆1台又は複数の取得価額が120万円以上の特定の器具備品</li> <li>◆取得価額合計70万円以上のソフトウェア</li> <li>◆車両総重量3.5トン以上の普通貨物自動車（被牽引車についても、道路運送車両法上の区分、すなわち車検証上の『自動車の種別』欄が「普通」であれば対象となる）</li> </ul> <p>更に、取得設備等のうち、下記「生産性向上設備投資促進税制」の対象設備等に該当する場合、即時償却又は10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の上乗せ措置が受けられます。（※普通貨物自動車については、上乗せ措置の対象外となります）</p>			
	上乗せ措置の対象			
		生産性向上に資する一定の設備以外	生産性向上に資する一定の設備	
		特別償却	税額控除	特別償却
	資本金3,000万円以下の法人	30%	7%	即時償却
	資本金3,000万円を超え、1億円以下の法人	30%	適用なし	即時償却
対象者	中小企業者 <sup>(※)</sup> で青色申告法人			
注意事項	<p>(注1) リースについては、「所有権移転外リース取引」により賃借人が取得した資産には特別償却の規定は適用されませんが、税額控除の規定は適用されます。</p> <p>(注2) 税額控除は、法人税額の20%が限度となります。その事業年度において税額控除限度額の全部を控除しきれなかった場合には、その控除しきれなかった金額について1年間の繰越しが認められます。</p>			

名称	<b>生産性向上設備投資促進税制 【平成26年度税制改正により創設】</b>			
概要	<p>平成26年1月20日から平成29年3月31日までに、産業競争力強化法に規定する生産性を向上させる先端設備及び生産ラインやオペレーションを改善する設備を取得した場合、50%（建物及び構築物は25%）の特別償却又は4%（同2%）の税額控除が受けられます。</p> <p>なお、平成28年3月31日までに取得した場合は、即時償却又は5%（建物及び構築物は3%）の税額控除が受けられます。</p>			
対象者	青色申告法人			
注意事項	（中小企業投資促進税制に同じ）			

名称	<b>環境関連投資促進税制（グリーン投資減税） 【車両購入関係のみ抜粋】</b>			
概要	<p>平成28年3月31日までに新車のプラグインハイブリッド自動車、電気自動車、ハイブリッドバス・トラック、急速充電設備などを取得し、取得日から1年以内に国内事業の用に供した場合、30%の特別償却または7%の税額控除が受けられます。ただし、国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等したものは対象外となります。</p>			
対象者	<p>○特別償却・・・青色申告法人</p> <p>○税額控除・・・中小企業者<sup>(※)</sup>で青色申告法人</p>			
注意事項	（中小企業投資促進税制に同じ）			

名称	<b>雇用促進税制 【平成26年度税制改正により延長】</b>			
概要	<p>平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度において、従業員のうち雇用保険の一般被保険者数を前事業年度より10%以上かつ5人以上（中小企業者<sup>(※)</sup>は2人以上）増加させる等の要件を満たす事業主について、増加1人あたり40万円の税額控除が受けられます。</p>			
対象者	青色申告法人。「雇用者の増加数要件が2人以上」は中小企業者 <sup>(※)</sup> に限る。			
注意事項	<p>(注1) 適用対象年度とその前事業年度に事業主都合による離職者がいた場合は適用されません。</p> <p>(注2) 給与等支給額が比較給与等支給額（＝前期給与等支給額＋（前期給与等支給額×基準雇用者割合×30%））以上であること。</p> <p>(注3) 設立・解散（合併の場合を除く）の日を含む事業年度は適用されません。</p> <p>(注4) 税額控除は、当期の法人税額の10%（中小企業者<sup>(※)</sup>は20%）が限度となります。繰越控除の制度はありません。</p> <p>(注5) 所得拡大促進税制と選択適用となります。</p>			

※中小企業者とは、次のいずれかにあてはまる法人をいいます。

- A 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人（同一の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人及び2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人を除く）
- B 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

名 称	<b>所得拡大促進税制</b> 【平成26年度税制改正により拡充・延長】
概 要	平成30年3月31日までの間に開始する事業年度において、基準年度と比較して2～5%以上、給与等支給額を増加させた場合、当該支給増加額の10%の税額控除が受けられます。 (※平成26年4月1日以降に終了する事業年度については、改正後の制度が適用されます。) ①基準年度と比較して2～5% (平成25・26年度は2%、平成27年度は3%、平成28・29年度は5%) 以上給与等支給額が増加していること ②給与等支給額が前事業年度より増加していること ③平均給与等支給額が前事業年度より増加していること
対 象 者	青色申告法人 (資本金要件等なし)
注 意 事 項	(注1) 税額控除は、当期の法人税額の10% (中小企業者 <sup>(※)</sup> は20%) が限度となります。繰越控除の制度はありません。 (注2) 雇用促進税制と選択適用となります。

名 称	<b>生産等設備投資促進税制</b>
概 要	平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度において、 (1) 国内における生産等設備への年間総投資額が減価償却費を超え、かつ、 (2) 国内における生産等設備への年間総投資額が前年度と比較して10%超増加、 した場合、新たに国内において取得等をした機械・装置について、30%の特別償却又は3%の税額控除が受けられます。 ※生産等設備とは、その法人の製造業その他の事業の用に直接供される減価償却資産 (無形固定資産及び生物を除く。) で構成されるものです。なお、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設等は該当しません。
対 象 者	青色申告法人 (資本金要件等なし)
注 意 事 項	(中小企業投資促進税制に同じ)

## ■その他の税制支援・優遇措置

名 称	<b>少額資産即時償却</b> 【平成26年度税制改正により延長】
対 象 者	中小企業者 <sup>(※)</sup> で青色申告法人
概 要	平成28年3月31日までに30万円未満の減価償却資産を取得した場合、全額損金算入 (即時償却) が認められます。(損金算入額の上限：年間300万円)

名 称	<b>欠損金の繰戻し還付</b>
対 象 者	中小企業者 <sup>(※)</sup> で青色申告法人
概 要	各事業年度に生じた欠損金につき、前年度所得への繰戻しによる還付が受けられます。

名 称	<b>欠損金の繰越控除</b>
対 象 者	青色申告法人
概 要	欠損金の繰越控除 (9年) の適用につき、中小企業者は、所得金額全額が控除対象となります。中小企業者以外は、所得金額の80%が限度です。

名 称	<b>交際費課税の特例</b> 【平成26年度税制改正により拡充・延長】
対 象 者	青色申告法人
概 要	中小法人 (資本金1億円以下) については、①800万円までの交際費支出を全額損金算入又は②支出した飲食費の50%を損金算入、のいずれかを選択適用することが可能です (②については、大法人も利用可能)。平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度に適用します。

名 称	<b>中小企業等の貸倒引当金の特例措置</b>
対 象 者	①普通法人 (資本金又は出資金の額が1億円以下か資本や出資を有しない法人) で大法人等による支配関係のない法人 ②公益法人等又は協同組合等 ③人格のない社団等
概 要	上記対象者については、個別評価金銭債権以外の一括評価金銭債権の貸倒引当金繰入につき、実績繰入率と法定繰入率 (トラック運送業：0.6%) との選択が認められています。なお、上記対象者②の平成27年3月31日までに開始する事業年度における繰入限度額は、通常繰入限度額の112%相当額とされています。

○掲載されている各種優遇措置等の詳細につきましては、下記をご参照下さい。

・国税庁WEB <http://www.nta.go.jp/shiraberu/index.htm>

・中小企業庁WEB 中小企業税制パンフレット <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/pamphlet/2014/140314zeisei.pdf>

○なお、雇用促進税制及び所得拡大促進税制については、以下に詳しく掲載されています。

・雇用促進税制 厚生労働省WEB <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/koyousokushinzei.html>

・所得拡大促進税制 経済産業省WEB <http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.htm>

## 7 相続税・贈与税・事業承継税制の概要

### ■相続税

相続や遺贈によって取得した財産及び相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額（債務等の金額を控除し、相続開始前に3年以内の贈与財産の価額を加算。）が基礎控除額（※）を超える場合にその超える部分（課税遺産総額）に対して、課税されます。

（※）基礎控除額 5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数（平成26年12月31日まで）  
3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数（平成27年1月1日以後）

#### 【税率表】

法定相続分に応ずる 取得金額	平成26年12月31日まで		平成27年1月1日以後	
	税率（%）	控除額（万円）	税率（%）	控除額（万円）
1,000万円以下	10	—	10	—
1,000万円超3,000万円以下	15	50	15	50
3,000万円超5,000万円以下	20	200	20	200
5,000万円超1億円以下	30	700	30	700
1億円超2億円以下	40	1,700	40	1,700
2億円超3億円以下			45	2,700
3億円超6億円以下	50	4,700	50	4,200
6億円超			55	7,200

#### 【具体例：平成27年1月1日以後】

相続財産1億円を法定相続人2人（子）で相続する場合

【課税価格】 1億円 - (3,000万円 + 600万円 × 2人) = 5,800万円

【法定相続分による各取得価格】 5,800万円 × 1/2 = 2,900万円

【1人分の相続税額】 2,900万円 × 15% - 50万円 = 385万円

【相続税総額】 385万円 × 2人 = 770万円（平成26年以前分350万円）

### ■贈与税

個人からの贈与財産に課税されます。贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあり、一定の要件に該当する場合に「相続時精算課税」を選択することが可能です。

#### （1）暦年課税

1人の人が1月1日から12月31日までの1年間の贈与財産の合計額から基礎控除額の110万円を差し引いた残りの額に対して課税されます。平成27年1月1日以後の暦年贈与については、通常贈与につき、税率の引上げ（最高税率50% → 55%）が行われ、直系尊属からの贈与については、税額の軽減が図られています。

#### （2）配偶者控除（暦年課税）

婚姻期間20年以上の配偶者への居住用不動産の贈与については、課税価格から2,000万円を控除できます。（基礎控除110万円と併用できます。）

#### （3）相続時精算課税

「相続時精算課税」を選択した贈与者ごとにその年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額の合計金額から2,500万円の特別控除額を控除した残額に対して税率20%が課税されます。相続時に、贈与時の価額で相続財産に加算され、相続税で精算されます。

・贈与者要件・・・60歳以上（平成27年1月1日以後、それ以前は65歳）

・受贈者要件・・・20歳以上の子及び孫（平成27年1月1日以後、それ以前は子（代襲相続人たる孫を含む）のみ）

#### （4）住宅資金等に係る相続時精算課税・特例（平成26年12月31日まで）

贈与者の子または代襲相続の孫である20歳以上の者に対する一定の住宅資金の贈与については、上記（3）の特例が選択できます。（贈与者の年齢制限はありません。）

(5) 直系尊属からの住宅資金等贈与非課税特例(平成26年12月31日まで)

20歳以上でその年の会計所得金額2,000万円以下の者に対する一定の住宅資金の贈与は、平成25年は1,200万円、平成26年は1,000万円までが非課税となります。(直系尊属の年齢制限はありません。)

(6) 教育資金一括贈与に係る非課税特例(平成27年12月31日まで)

直系尊属が30歳未満の子・孫の教育資金に充てるため、金融機関等に信託した場合、受贈者1人につき1,500万円(学校等以外は500万円)までが非課税となります。(直系尊属の年齢制限はありません)

■事業承継税制

(1) 小規模宅地等の課税特例

特定の小規模宅地等は、一定の相続人が取得することにより、相続時評価額が減額されます。(最高80%減額：居住用及び事業用)

減額対象面積	居住用(※)	330㎡	平成27年1月1日以後、それ以前は240㎡
	事業用(※)	400㎡	
	貸付事業用	200㎡	50%減額

(※) 平成27年1月1日以後は、居住用・事業用の完全併用が可能です。

(2) 相続時精算課税

同族株式の子(後継者)への贈与等に利用できます。(P.8贈与税参照)

(3) 相続株式を自社に売却(金庫株)した場合の相続人株主の特例

自社株を会社に売却した場合、法人の資本金等の額を超える部分は通常は「みなし配当」とされ、「配当所得」として課税(累進課税)されますが、相続人が売却した場合(相続開始後、申告書の提出期限の翌年以後3年を経過する日までに売却が必要)には譲渡所得とされ(会社源泉徴収不要)、税率20%の分離課税となります。その際、当該株式の相続税分は取得費に加算されます。

(4) 同族会社株式の評価

同族会社株式の評価は原則的評価において「純資産価額方式」以外に、「類似業種比準方式(※)」との「併用方式」が認められています。会社区分別評価方法は以下のとおりです。

(※) 類似業種株価(上場企業平均)を基礎に、評価会社と類似業種との配当・利益・純資産の比準により算出する方式です。

【会社区分別評価方法】

小会社 (以下のいずれかを選択)	中会社 (下記①②いずれかを選択)	大会社 (以下のいずれかを選択)
・純資産価額のみ(原則) ・純資産価額50%+類似業種比準価額50%	①純資産価額と類似業種比準価額の併用方式 (原則) 小 純資産価額40%+類似業種比準価額60% 中 純資産価額25%+類似業種比準価額75% 大 純資産価額10%+類似業種比準価額90% ②純資産価額のみ	・類似業種比準価額のみ(原則) ・純資産価額のみ

(5) 種類株式の評価の明確化(平成19年度改正)

種類株式(配当優先株式等)は事業承継対策に有効ですが、相続税の評価が明らかではありませんでした。平成19年度改正において3類型につき評価方法が明確化されました。(平成19年1月1日以後の相続等に適用)

①配当優先の無議決権株式

- ・原則：普通株式と同評価
- ・特例：上記より5%評価減可能(評価減分は他の普通株式に加算)

②社債類似株式

- ・社債に準じた評価(発行価額に基づく評価)

③拒否権付株式(一定の事項につき保有株主の同意を要する株式)

- ・普通株式と同評価

(6) 同族会社株式の相続税・贈与税納税猶予特例（平成21年度創設・平成25年度税制改正で抜本的見直し）

①相続税の納税猶予特例（平成20年10月1日以後の相続又は贈与より）

- ・後継者（※）が株式の相続を受けた場合に、後継者が既に保有していた議決権株式を含め、発行済議決権株式総数の3分の2に達するまでの部分の80%に対応する相続税額が猶予されます。

②贈与税の納税猶予特例（平成21年4月1日以後の贈与より）

- ・後継者（※）が一括で株式の贈与を受けた場合に、贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式を含め、発行済議決権株式総数の3分の2に達するまでの贈与税額全額が猶予されます。先代経営者の役員は、代表者を退任すれば、有給の役員のみでも差し支えありません。（平成27年1月1日以後）

（※）後継者は、親族以外でも適用対象となります。（平成29年1月1日以後）

③適用要件等

- ・相続・贈与後に、経済産業大臣から一定の中小企業等であることの認定が必要です。ただし、事前の確認は不要です（平成27年1月1日以後）。
- ・納税猶予を継続するためには、代表者であること、雇用8割維持等の5年間の事業の継続が必要です。なお、平成27年1月1日以後、雇用8割維持は5年間の平均でよいこととなりました。また、5年経過後も株式の保有継続は必要とされます。

④負担軽減（平成27年1月1日以後）

- ・納税猶予税額の計算において被相続人の債務や葬式費用を株式から控除せず、他の財産の価額から債務控除ができます。
- ・5年間の認定期間経過後に猶予税額の全部又は一部を納付する場合には、認定期間中の利子税が免除されます。
- ・雇用確保要件を満たさず、納税猶予取消しとなった場合には、延納または物納が選択できます。

コラム1

法定実効税率について教えてください。

法定実効税率とは、国税である「法人税」、「地方法人税」、「地方法人特別税」に、地方税である「法人住民税」、「法人事業税」を加えた税率のことです。法定実効税率の求め方は下記の通りです。

【算出式】 法定実効税率 = 
$$\frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{地方法人税率} + \text{法人住民税率}) + \text{法人事業税率} + (\text{法人事業税標準税率} \times \text{地方法人特別税率})}{1 + \text{法人事業税率} + (\text{法人事業税標準税率} \times \text{地方法人特別税率})}$$

【計算例（東京都の外形標準課税適用法人の例）】（H26.10.1以後開始する事業年度）

法人税率	25.5%	法人事業税率	4.66%
地方法人税率	4.4%	法人事業税（標準税率）	4.3%
法人住民税率	16.3%	地方法人特別税	67.4%

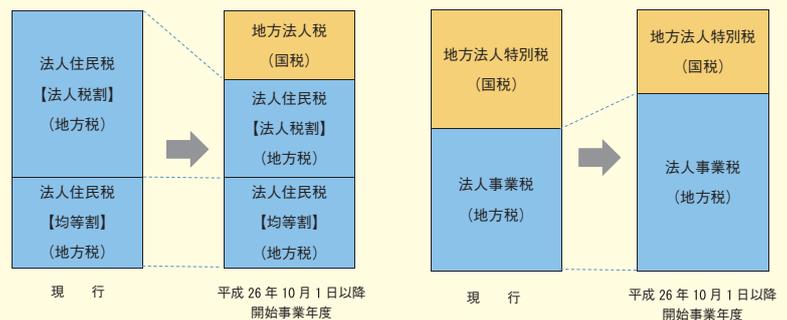
$$35.64\% = \frac{0.255 \times (1 + 0.044 + 0.163) + 0.0466 + (0.043 \times 0.674)}{1 + 0.0466 + (0.043 \times 0.674)}$$

※実際に適用される法人事業税率は、都道府県により異なるため、各都道府県税務所にご確認下さい。

※地方法人税の創設に伴う税負担の新旧比較について

平成26年度税制改正により、地方間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図ることを目的として、地方法人税が新たに創設されますが、一方で、法人住民税（法人税割）の税率が引き下げられます。同様に、法人事業税の税率が引き上げられ、地方法人特別税の税率が引き下げられます。

このため、納税者の税負担は、ほとんど変わらないものと推測されます。



コラム2

中小企業投資促進税制等の税制優遇措置において、リースの方法によって受けられる優遇措置が異なると聞きましたが、「所有権移転外ファイナンス・リース」と「所有権移転ファイナンス・リース」の違いについて教えてください。

環境関連投資促進税制や中小企業投資促進税制においては、新品の特定資産を取得した場合に特別償却や税額控除を受けることができますが、リース導入の場合、「所有権移転外リース取引」により賃借人が取得した資産には特別償却の規定は適用されませんが、税額控除の規定は適用されることとなっています。この「所有権移転ファイナンス・リース」「所有権移転外ファイナンス・リース」の特徴や受けることができる優遇措置をまとめると右記のようになります。

★2つのファイナンス・リース

	所有権移転 ファイナンス・リース	所有権移転外 ファイナンス・リース
特徴	①契約に所有権移転条項や割安購入選択権がある。 ②借り手しか利用できない特別仕様である。 ③リース期間が設備耐用年数より相当短い（70%）	右記以外
減価償却	通常購入資産と同様	リース期間定額法
税額控除	有り	有り
特別償却	有り	無し
圧縮記帳	有り	無し

# 8 平成26年度税制改正の概要

## 1. 法人税関係

(1) 復興特別法人税の1年前倒し廃止		平成26年4月1日以後
(2) 地方法人税の創設	(P.2参照)	平成26年10月1日以後
(3) 生産性向上設備投資促進税制の創設	(P.6参照)	平成26年1月20日以後
(4) 研究開発税制(試験研究費の税額控除)の拡充・延長		平成29年3月31日まで
(5) 中小企業投資促進税制の拡充・延長	(P.6参照)	平成29年3月31日まで
(6) 雇用促進税制の延長	(P.6参照)	平成28年3月31日まで
(7) 所得拡大促進税制の拡充・延長	(P.7参照)	平成30年3月31日まで
(8) 少額資産即時償却特例の延長	(P.7参照)	平成28年3月31日まで
(9) 交際費課税特例の拡充・延長	(P.7参照)	平成28年3月31日まで

## 2. 所得税関係

(1) 給与所得控除上限の引き下げ (現行245万円、平成28年230万円、平成29年以後220万円)		平成28年1月1日以後
(2) 居住用財産買換特例の縮小 (譲渡対価1億円以下)		平成27年3月31日まで
(3) 居住用財産譲渡損失繰越控除特例の延長		平成27年3月31日まで
(4) ゴルフ会員権等の譲渡損失の損益通算廃止		平成26年4月1日以後
(5) 相続財産譲渡の取得費加算特例の縮小 (譲渡土地に対応する相続税に限定)		平成27年1月1日以後

## 3. 相続税・贈与税関係

(1) 医療法人の相続税・贈与税の納税猶予制度の創設		平成26年10月1日以後
----------------------------	--	--------------

## 4. 消費税関係

(1) 簡易課税みなし仕入率の見直し (金融・保険業は第5種(50%)、不動産業は第6種(新設:40%))	(P.2参照)	平成27年4月1日以後
(2) 課税売上割合計算の見直し (金銭債権譲渡対価5%を資産譲渡対価に算入)		平成26年4月1日以後

## 5. 金融証券税制関係

(1) NISAの見直し (1年単位の口座変更、口座廃止翌年の再開設容認)		平成27年1月1日以後
(2) ストックオプション課税の適正化 (権利行使前譲渡にみなし課税)		平成26年1月1日以後

## 6. 納税環境整備関係

(1) 国税不服申立制度の見直し (直接審査請求容認、不服申立期間3ヶ月以内)		改正行政不服審査法 施行日以後
(2) 税務調査事前通知の見直し (税理士への事前通知のみ)		平成26年7月1日以後

# 資料

## I. 自動車重量税・自動車取得税の減免措置トラック関連対象車種一覧 (平成26年6月13日現在)

資料：国土交通省ホームページより

### 【天然ガス自動車】

平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減

メーカー名	通称名	車両型式	重量税 (新車)	特例措置 所得税	
				(新車)	(中古車)
いすゞ自動車	エルフ	TFG - XXXXX	免税	非課税	45万円控除
トヨタ自動車	プロボックス	QFE - XXXXX			
マツダ	タイタン	TFG - XXXXX			
UDトラックス	コンドル	TFG - XXXXX			

(注) 改造自動車については【認定低減性能向上改造自動車】に限ります。

### 【車両総重量3.5t超のディーゼル バス・トラック (ハイブリッド車を含む)】

平成21年排出ガス規制NOx及びPM10%以上低減適合かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成

メーカー名	通称名	車両型式	重量税 (新車)	特例措置 所得税	
				(新車)	(中古車)
いすゞ自動車	エルフ	TQG - XXXXX	免税	非課税	ハイブリッド車のみ 45万円控除
トヨタ自動車	ダイナ	TQG - XXXXX			
	トヨエース	TQG - XXXXX			
日野自動車(株)	日野セレガ	QRG - XXXXX			
	日野セレガハイブリッド	QGG - XXXXX			
	日野デュトロ	TQG - XXXXX			
	日野レンジャー	TQG - XXXXX			
三菱ふそうトラック・バス	ふそうキャンター	TQG - XXXXX			
	ふそうローザ	TRG - XXXXX			

平成21年排出ガス規制NOx及びPM10%以上低減適合かつ平成27年度燃費基準+5%以上達成  
または平成21年排出ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成

メーカー名	通称名	車両型式	重量税 (新車)	特例措置 所得税	
				(新車)	(中古車)
いすゞ自動車	エルガ	QPG - XXXXX	75%軽減	80%軽減	ハイブリッド車のみ 30万円控除
	エルフ	SQG - XXXXX			
	ガーラ	QPG - XXXXX			
日産自動車	NT450アトラス	TPG - XXXXX			
日野自動車(株)	日野セレガ	QPG - XXXXX			
	日野ブルーリボンII	QPG - XXXXX			
	日野プロフィア	QPG - XXXXX			
三菱ふそうトラック・バス	ふそうキャンター	TPG - XXXXX			
	ふそうローザ	TPG - XXXXX			

平成21年排出ガス規制NOx及びPM10%以上低減適合かつ平成27年度燃費基準達成  
または平成21年排出ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準+5%以上達成

メーカー名	通称名	車両型式	重量税 (新車)	特例措置 所得税	
				(新車)	(中古車)
いすゞ自動車	エルガ	QKG - XXXXX	50%軽減	60%軽減	ハイブリッド車のみ 15万円控除
	エルフ	TKG - XXXXX			
	ギガ	QKG - XXXXX			
	フォワード	TKG - XXXXX			
トヨタ自動車	ダイナ	TKG - XXXXX			
	トヨエース	TKG - XXXXX			
日産自動車	アトラス	TKG - XXXXX			
	NT450アトラス	TKG - XXXXX			
	アトラスH43	TKG - XXXXX			
日野自動車(株)	日野デュトロ	TKG - XXXXX			
	日野ブルーリボンII	QKG - XXXXX			
	日野ブルーリボンシティハイブリッド	LNG - XXXXX			
	日野プロフィア	QKG - XXXXX			
マツダ	日野レンジャー	TKG - XXXXX			
	タイタン	TKG - XXXXX			
三菱ふそうトラック・バス	ふそうキャンター	TKG - XXXXX			
	ふそう(スーパーグレード)	QKG - XXXXX			
	ふそうファイター	TKG - XXXXX			
UDトラックス (旧日産ディーゼル)	クオン	QKG - XXXXX			
	コンドル	QKG - XXXXX			
UDトラックス (旧ボルボトラック)	FH	QKG - XXXXX			
	FM	QKG - XXXXX			

※車両型式欄の「XXXXX」は、各メーカーの届出型式を示します。

※既に登録されている車両であって、上記車両型式にないエコカー減税対象車もございます。

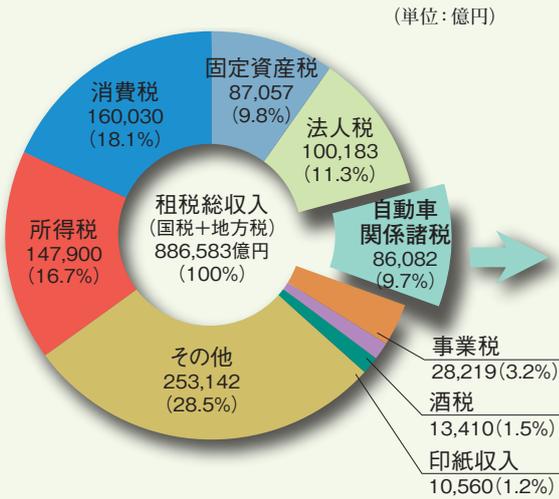
その場合の確認については、各メーカーにお問い合わせください。

## II. トラック運送業界の納税額

自動車関係諸税は、取得・保有・走行の各段階で合計9種類もの課税がなされており、その税収額は租税総収入の約10%を占める8兆6,082億円と巨額になります。そのうち約8%の6,573億円をトラック業界が負担しています。また、法人税等を含めたトラック業界の全納税額は9,542億円になります。

平成26年度の租税総収入の税目内訳

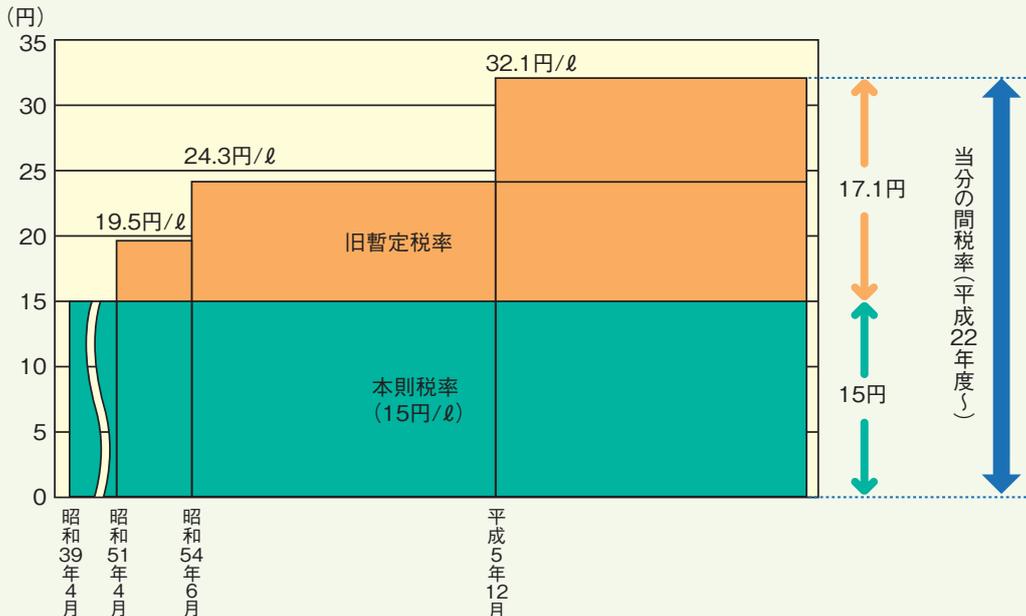
(単位: 億円)



- 注) ①税収額は平成26年度予算(案)および平成26年度地方財政計画(案)による。  
 ②自動車関係諸税の消費税収は日本自動車工業会推定。  
 ③租税総収入内訳の消費税収は自動車関係諸税に含まれる消費税を除く。  
 ④消費税収には地方消費税を含む。資料: 財務省、総務省、日本自動車工業会。  
 ⑤トラック業界納税額は平成26年度全ト協推計。

		科 目	納税額	トラック業界納税額
自動車関係諸税	取得段階	自動車取得税 地方税	948	143
		消費税 (車体課税分) 国税	13,397	360
	保有段階	自動車重量税 国税	6,526	516
		自動車税 地方税	15,480	504
	走行段階	軽自動車税 地方税	1,909	
		軽油引取税 地方税	9,442	4,781 本則税率(15円)分 2,234 旧暫定税率(17.1円)分 2,547
	諸税	揮発油税 国税	25,450	23
		地方揮発油税 国税	2,724	2
		石油ガス税 国税	200	
	階段	消費税 (燃料課税分) 国税	10,006	244
<b>自動車関係諸税合計</b>		<b>86,082</b>	<b>6,573</b>	
その他	法人税 国税	100,183	1,859	
	地方法人特別税 国税	21,881	197	
	法人住民税 地方税	27,098	371	
	法人事業税 地方税	26,424	271	
	固定資産税等 地方税	98,379	271	
税小計		273,965	2,969	
総計		<b>360,047</b>	<b>9,542</b>	

## III. 軽油引取税の税率の推移





〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番5  
全日本トラック総合会館 TEL.03(3354)1009(代)  
ホームページ <http://www.jta.or.jp>